経済情報コンダクター

2019 10月号
（毎月２５日発行）

月刊 東海財界

TOKAI ZAIKAI

Monthly Report

国連支援交流協会理事長 松田 明仁

国内の賛同・協力を得て
すべての人に健康と福祉を

なでしこ力 三宅美智子

グローバルコミュニケーションの
専門家として日中両国の役に立ちたい

日本ゼネラルフード社長 西脇 司

ピカピカ厨房、愛情・工夫、人々の幸せ
3つの社是で美味しい料理提供

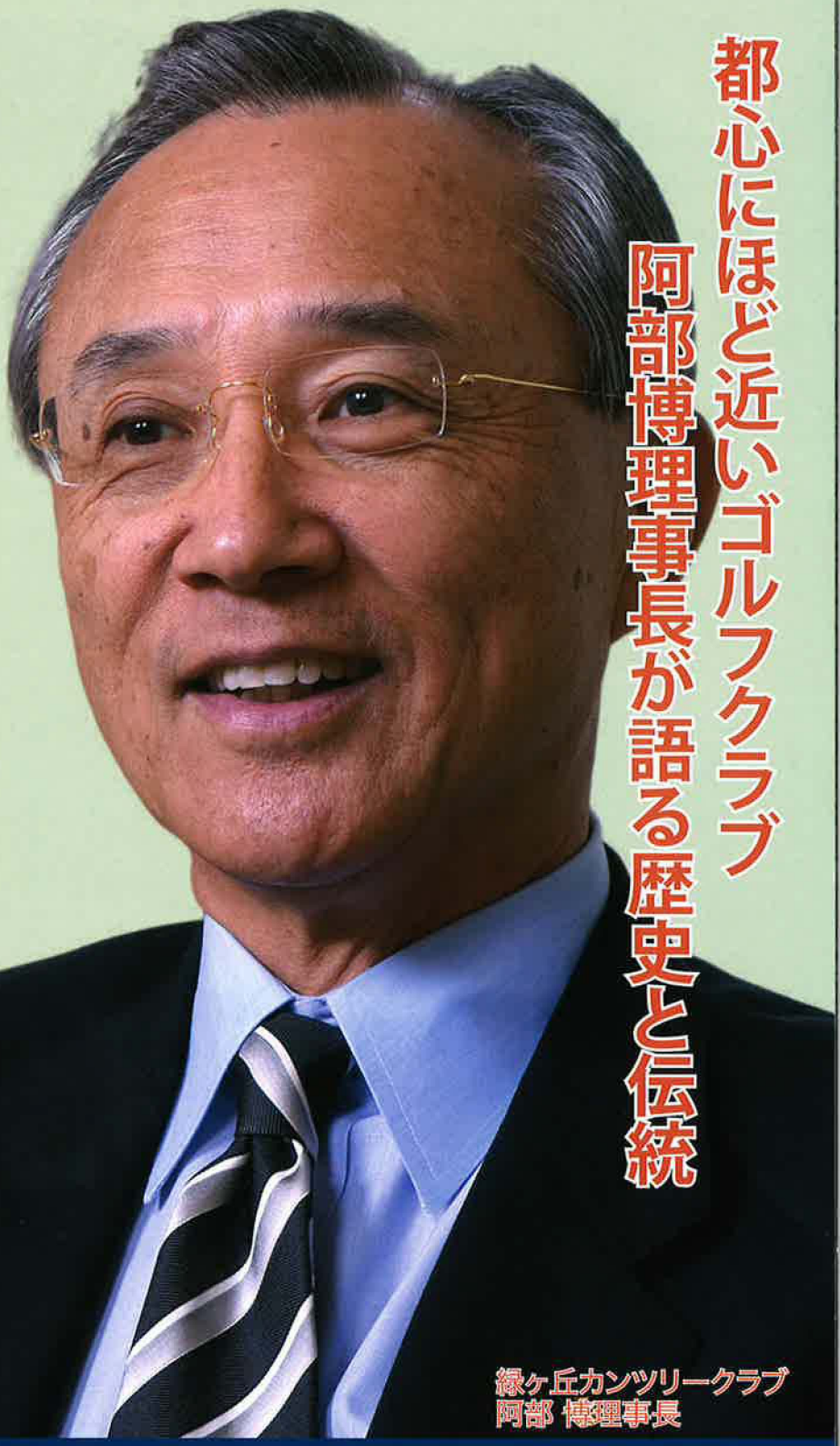

都心にほど近いゴルフクラブ
阿部博理事長が語る歴史と伝統

縁ヶ丘カンツリークラブ
阿部 博理事長

- 東海財務局長・藤本 拓資氏
  良い政策につなげる情報のハブ目指す
- 名古屋税関長・秋田 潤氏
  利用者ニーズで税関業務を進めていく
- 東海農政局長・富田 育稔氏
  新しい農業のあり方を創造したい
- 愛知県信用保証協会
  信用保証協会の役割と金融機関連携
- 名鉄不動産が展開する駅近マンション
  「ユムスシティ新安城ブランシエラ」

トリエンナーレ不自由展問題

知事・市長の異常な関係で増す混迷

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】私は、今年６５歳をむかえ、勤めていた会社も退職し年金生活者となりました。毎月の年金額は３３万円です。他に相続した土地を貸して毎月１０万円賃料が入ってくるし、兄の株式会社の株主（結婚前から）となって、毎年配当金をもらっています。２人の子供は独り立ちしています。ところで５８歳になる妻は、突然家を出てしまいました。１２万円のパート給与では生活できないので、生活費を払ってほしい、と言ってきたのですが、生活費を払う必要がありますか。

【回答】奥さんが不貞をして出て行ったというような場合は除き、生活費（婚姻費用といいます）を払う必要があります。このような事案については、まずそれぞれの年収を計算し、いわゆる標準算定方式・算定表に従い、その金額を決めます。

この事例では、あなたの年金額が３３万円ですので、通常年額３９６万円を収入ととらえます。土地賃料の年間１２０万円は、あなたの特有財産（夫婦で共同して取得したものではないという意味)から発生します。また、配当収入も同様です。財産分与をする場合だと、このような賃料収入・配当収入から形成された預貯金は、対象財産からは除かれる可能性が高いと考えられます。ところで、婚姻費用の算定基礎となる収入には加えられるのでしょうか。これらの収入は考慮外とする考え方もあり得ると思います。なお、奥さんについては、１４４万円が前提収入となります。

したがって、このそれぞれの年収をもとにして、夫婦のみの場合として、上記標準算定方式・算定表を見て決めることになります。

最近、裁判例で次のような注目すべき判断がされました。

このケースでは、夫は、会社からの報酬５０４万円、自社株から２００万円の配当収入、公的年金１２８万円、不動産所得２０万円がありました。第一審の家庭裁判所では、配当収入、不動産収入、年金収入を除いて、年間収入をとらえて、婚姻費用を月額９万円としました。配当収入２００万円は夫婦の生活費に供されていなかった、と判断したのです。

ところが、大阪高等裁判所においては、給与以外に、配当金、不動産収入、年金収入も考慮して考えるべきであるとして、月額１３万円に変更しました。夫側は、配当収入金や不動産所得は、夫婦の共有財産に当たらないから、収入認定は役員報酬に限定すべきと反論しましたが、たとえ夫の特有財産からの収入財産であっても、これが双方の婚姻中の生活費の原資となっているのであれば、婚姻費用分担額の基礎とすべき収入になると判断しました。

また、年金収入に関しても、本来働いている場合に認められる職業費の控除は、年金収入の場合には職業費(給与収入の２０％程度)を必要としないから、年金収入を０．８で割った数字を所得として加えるべきであるとの判断をしました。

おそらく、婚姻費用の本質が、夫婦の扶養義務に基づくものだと判断したのでしょう。